平成19年度弁理士試験論文式筆記試験問題

[意匠法]

【問題】

登録意匠は意匠権の設定の登録から当該意匠権により保護されるにもかかわらず、一定期間これを秘密にすることを請求することができる制度(秘密意匠制度・意匠法第14条)が設けられている理由について、論ぜよ。

【35点】

【問題】

甲は、自ら創作した自転車の意匠 $\mathbf{1}$ について、平成19年4月1日、意匠登録出願 $\mathbf{1}$ をした。甲は、さらに、自ら創作した自転車の意匠 $\mathbf{1}$ について、平成19年4月10日、意匠登録出願 $\mathbf{1}$ をした。意匠 $\mathbf{1}$ と意匠 $\mathbf{1}$ は類似しないものであり、平成19年5月1日時点において、 $\mathbf{1}$ 及び $\mathbf{1}$ は審査に係属していたものとする。この場合に関し、(1)及び(2)の問いに答えよ((1)と(2)の問いは、それぞれ独立しているものとする。)。

なお、問題文に特に記された場合を除き、各意匠は公開も実施もされていないものとし、また、各意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、分割又は変更に係るものでも、補正後の新出願でもないものとする。

- (1) 甲は、自ら創作した自転車の意匠ハについて、平成19年5月1日、意匠登録出願Cをした。意匠八が、意匠イと意匠口のいずれにも類似する意匠であるとき、甲が、意匠イ及び意匠口との関係において、意匠八について意匠登録を受けることができるかについて、その理由を付して述べよ。
- (2) **甲**は、意匠**イ**に係る意匠登録を受ける権利を**乙**に、また意匠**ロ**に係る意匠登録を受ける権利を**丙**に、それぞれ譲渡した。**乙**と**丙**は、それぞれ意匠**イ**又は意匠**ロ**について意匠登録を受けた。いずれの意匠登録についても、無効理由は認められない。
 - (2-1) この場合において、**丁**が、**乙**から意匠**イ**に係る意匠権について通常実施権を許諾され、意匠**イ**と意匠**ロ**のいずれにも類似する意匠**に**係る自転車を業として製造販売しているとき、**丁**の当該行為は、**丙**の意匠**ロ**に係る意匠権の侵害となるかについて、その理由を付して述べよ。
 - (2-2) その後、**乙**の意匠**イ**に係る意匠権の存続期間が満了し、**丙**の意匠**口**に係る意匠権が存続しているとき、**丁**が、**丙**の当該意匠権との関係において、意匠**二**に係る自転車を業として製造販売することができるかについて、その理由を付して述べよ。

【65点】